

令和6年度社会福祉法人見晴学園事業計画

I 法人本部

1 障害者施策の動向等

(1) 障害福祉サービス関係の国の予算について

政府は令和6年度予算案の一般会計総額を112兆700億円程度にする方向で最終調整を進め、当初予算案としては12年ぶりの前年度比マイナスとなり、令和5年度予算で新型コロナウイルス対策などのために計上していた5兆円の予備費は、物価・賃上げ対応分として1兆円に圧縮される事になった。障害福祉サービス関係費については障害福祉サービスの確保として、良質な障害福祉サービスの確保に1兆5,309億円、障害福祉サービス事業所における人材確保や処遇改善の促進等のための支援体制の強化に4億円、意思疎通支援事業等の充実をはじめとする地域生活支援の拡充に524億円、障害福祉サービス事業所等の整備及び防災・減災対策の推進として70億円、障害者の情報アクセシビリティ・コミュニケーション支援に13.3億円、地域移行・地域定着支援などの精神障害者施策等の推進の精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に9.3億円、強度行動障害を有する者に対する地域支援機能の強化として4.6億円、雇用施策と福祉施策の連携による重度障害者等の就労支援に7.7億円やICT機器等導入による障害者の生産能力向上及び就労可能分野の拡充の推進の2.6億円となった。

また、令和6年度は障害福祉サービス等報酬改定の年度でもあり、国は基本的な方向性について、障害者が希望する地域生活を実現する地域づくりをかかげ、その具体的な方法として、障害者支援施設のすべての入所者に対して、地域移行の意向確認を実施すること、グループホームの見学、地域活動への参加等を評価すること、施設から地域移行した者がいる場合に加算で評価するなどを報酬算定構造に組み込んだ。あわせて、グループホームにおける食材料費等の適切な管理の徹底、外部の目を定期的に入れる取組や強度行動障害を有する方を支援する「中核的人材」の配置や「集中的支援」に医療と福祉の連携の推進について評価なども報酬体系に盛り込む内容が示された。

(2) 法人の運営について

新型コロナウイルスは、「2類相当」から季節性インフルエンザと同じ「5類」へ引き下げられたが、施設でのクラスター発生の状況に変わりなく、感染症対策は新たな時代に入ったと受け止めている。利用者や職員の行動制限、ご家族の面会制限などを解除しながらも、爆発的な感染拡大に警戒し、状況の変化を見極めながら適切な対応を進めていく必要がある。

また、指定管理者として運営をスタートした「三島市障がい者支援センター佐野あゆみの里」を加え、障害のある方が地域や住み慣れた場所で暮らすことができるよう、施設入所支援やグループホーム、就労継続支援、相談支援事業とあわせて、包括的な支援体制を提供できる法人として事業を展開させ、地域のニーズに応じていく。

さらに、障害施策の動向を注視しながら、安定した経営基盤の確立を目指した事業経営にあたるとともに、多様なニーズに応えられる専門性と倫理意識の高い人材の確保と育成を行っていくことで、地域に必要とされる社会資源の一つとして、共生社会の実現に向けた地域との連携をより強化して行きたい。

2 重点事業

(1) 新型コロナウイルス等感染症対策

新型コロナウイルスにおいては、感染症法上の位置付けの引き下げに伴い、行動や活動の制限の緩和を進める一方で、予防対策は法人幹部及び看護師を中心とした定期的なモニタリングを継続しながら、施設内での感染拡大防止に努める。なお、罹患者が確認された場合には関係機関と綿密な連携をとりながら、適切で迅速な対応に努める他、感染防止にかかわる内部研修開催や外部研修への参加、うがい、手洗い、マスクの着用と共に、特に肝心となる初期対応である居室隔離・ゾーニング等も引き続き徹底する。また、感染が流行する期間の出勤時の体温測定や職員自身の体調管理も継続実施していく。

(2) 人材の確保と人材育成・処遇改善

事業継続及びサービス向上のためにも人の確保や、魅力的な職場構築を継続しつつ、人材の育成と定着においては、OJT リーダー研修を実施し、リーダー及びサブリーダーの指導スキルの向上を図るほか、チーム単位でOJTの重点テーマを設定し、意図的・計画的に推進する。加えて、多様な障害に対応できる専門知識の習得、介護技術研修などにより利用者の高齢化にも対応できる職員の育成、資格取得の支援など職員のスキルアップを図る取り組みを積極的に行う。

また、福祉・介護職員等の確保に向けた、「福祉・介護職員処遇改善加算」「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」については「福祉・介護職員等処遇改善加算」として一本化され、これまでの各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の加算設定を国が示したことに伴い、当法人としては、より高い加算率で収入を得られるよう算定要件を満たし、職員の処遇改善を図っていく。

なお、福利厚生事業については、職員の健康・教養・娯楽等といった心身のリフレッシュを目的として推進しているが、全国規模の組織である「福利厚生センターソウェルクラブ」に加入し8年目に入り、活用範囲の拡大など、職員参加への充実

と進捗をこれまでどおりすすめる。

(3) 広報事業

法人の運営状況や各サービスの内容等を広く多くの方々に知っていただけるよう、広報体制の充実を図る。これまでどおり、施設利用者の生活を写真中心にした紙面で家族にお届けすることに加え、ホームページのサイト構成の見直しやスマートフォン閲覧に対応させるプログラム修正を行う他、SNSの活用を進めながら情報内容の充実を図る。

(4) 地域貢献事業

感染予防の観点から開催を縮小してきたが、状況の変化を見極めながら、法人全体として施設の持つノウハウを活用し、地域貢献を目指す。また、地域行事や活動にも積極的に参加して住民との交流を通して障害への理解が深まるよう努める。

(5) 人事評価制度の実践的な運用

適正な自己評価・上司評価の実施に努めるほか、職員自らが志す目標をもとに上司との面談により進める「キャリアパス」の構築を目指すなど、職員が職務に意欲的に取り組めるよう人事評価制度を活用する。

(6) 第三者評価の受審

公正・中立な第三者機関による専門的・客観的な立場からの評価を受け、サービスの質の向上を図る。

(7) 権利擁護への取り組み

令和5年度は虐待認定を受ける事案の発生はなかった。令和6年度も引き続き、権利擁護委員会（虐待防止委員会）の開催のほか、職員倫理綱領、職員行動規範を遵守し、人権侵害防止・利用者の権利擁護や虐待防止の徹底に努める。また、職員への研修実施、虐待防止委員会の運営と検討結果の周知徹底、虐待の防止等のための責任者の設置、身体拘束等の適正化の推進を目指した会議等での状況報告と検討は継続して行う。

(8) 安定した法人運営の推進

法人施設間における利用者の受入調整、定員及び各事業所の支援体制の見直し等を進める中、利用者ニーズに合わせたサービス提供と経営基盤の安定化に一定の成果を上げることができた。引き続き、利用者の高齢化・機能低下等が進むことを踏まえ、現状分析を行い、事業展開及び事業実施体制の検討を進める。

3 理事会・評議員会の開催計画

開催予定日	会議名	審議事項
令和6年6月	定時評議員会・理事会	令和5年度事業報告・決算承認など
令和6年7月～ 令和7年2月	臨時評議員会・理事会	令和6年度補正予算案 など
令和7年3月	臨時評議員会・理事会	令和6年度補正予算案 令和7年度事業計画・予算案 など

4 防災計画

(1) 方針

障害者支援施設、障害福祉サービス事業の管理・運営において、特に配慮しなければならない事項として災害の未然防止がある。当法人として各事業所においてハード面の整備は図られているが、さらに、施設の防災マニュアルに基づき防災教育の徹底と防災訓練を計画的に実施する。

(2) 日常防災について

ア 防災担当者並びに防火管理者は、防災マニュアルに基づき確実にその業務を全うするよう努める。

イ 自主点検班の点検項目は次の8項目とする。

- ・高圧ガス点検
- ・電気回路点検
- ・消防設備点検
- ・危険物点検
- ・備蓄品の点検、補充
- ・発電設備点検
- ・水道設備点検
- ・救急用品点検、補充

(3) 災害発生時の服務について

ア 夜間に災害が発生した場合及び災害発生予知（注意情報）が発令された場合には、夜間管理職員は相互に協力し合い、利用者の安全確保に万全を期するよう努め、同時に関係機関に通報し、職員を非常招集する。（防災マニュアルに準じた行動の実施）

(ア) 必要により初期消火を行う。

(イ) 職員到着後は逐次自衛消防隊の活動に移行する。

イ 日中に災害が発生した場合及び災害発生予知（注意情報）が発令された場合には、警戒本部、または災害対策本部を設置し自衛消防隊により行動する。

(ア) 利用者の生命の安全確保を第一とし、全職員がこれに当たる。

(イ) 原則として、男性職員は災害対策活動に、女性職員は利用者の保護、安全確保に努める。

(4) 防災訓練について

不測の事態を想定した内容を盛り込み、以下の防災訓練を実施する。

ア 法人統一の総合防災訓練は6月、9月、11月の年3回実施。

イ 防火管理者は各夜勤職員等を指導し毎月1回の避難訓練を実施。

ウ 防災訓練予定表（別表 P31）

(5) 防災対策と福祉避難所の指定について

当法人においては、各種の災害時に配慮を要する利用者が入所されており、その防災対策を確立することが強く要求されている。

各施設防火管理者を中心に、定期的に防災・防犯委員会を開催するほか、特に火災時の対策に重点をおき、各施設が定期的に避難訓練を実施し、常日頃から職員及び利用者の防災に対する意識向上を図っている。

さらには、大規模災害、危機管理に関するマニュアルの見直し、施設内の防災資機材、非常食用食糧品等の備品や食糧等購入も行っていく。

また、障害者支援施設みはらしの里、みはらしの丘、障害福祉サービス事業所三島市障がい者支援センター佐野あゆみの里は、障がいのある人の災害時要配慮者の福祉避難所として指定されており、地域において、社会的な支援を必要とする要配慮者のための避難所としての役割を認識し、引き続き、その使命を果たしていく。あわせて、生活介護事業所「そおれ」においても、要配慮者のための避難所としての機能をもたせる。

なお、高齢者、障がい者などの要配慮者をできるだけ早く福祉避難所に避難させることができるよう、福祉避難所の設置及び運営方法の手順を定めた三島市と福祉避難所となる民間福祉施設で共有する三島市福祉避難所設置・運営マニュアルの実効性を確保するために、三島市と連携した当マニュアルに基づく訓練、定期的な意見交換を実施していく。

5 防犯計画

(1) 方針

地域と一体となった開かれた施設であることと、外部からの不審者の侵入に対する防犯に係る安全確保がなされた施設となることの両立を図る上で、防犯に関するマニュアルに基づき、設備の整備・点検、職員研修など必要な取組みに努めることはもちろん、関係機関や地域住民等との協力・連携体制を構築する。

(2) 日常の対応

ア 体制と職員の共通理解

(ア) 不審者への対処や利用者の避難、職員の護身を含め防犯に係る安全確保に関し、企図的な侵入を含めた様々なリスクに関する職員の共通理解を図る。

(イ) 防犯に係る安全確保に関する責任者を指定するなど、職員の役割分担を明確にし、協力体制の下、安全の確保に当たる。

- (ウ) 各出入口の開錠時間等を整理するなどの工夫をする。
- (エ) 職員等に対する危機管理意識を高めるための研修や教育に努めると共に、感染症等拡大の状況を鑑みながら、必要に応じ、警察や消防等の協力も得つつ、防犯講習や防犯訓練等を実施する。
- (3) 不審者情報に係る地域や関係機関との連携
 - ア 三島市障がい福祉課、警察署等関係機関と連携して連絡・情報交換・情報共有できる体制をとる。
 - イ 三島警察署の協力のもと、防犯・不審者対策訓練を年1回実施する。
- (4) 地域との協同による防犯意識の醸成
 - 地域のイベントや自治体のボランティア活動に積極的に参加し、普段から地域との交流を深める。
- (5) 施設設備面における防犯に係る安全確保
 - 利用者の特性や施設等の態様、周辺の環境等を踏まえ、防犯に係る安全確保のために施設・設備面の対策を講じる。
- (6) 不審者情報を得た場合その他緊急時の対応
 - ア 不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制
 - 不審者等の情報が入った場合、可能な範囲で更なる情報収集を行い、必要に応じ、警察等に情報提供する。また、事前に定めた連絡網その他を活用し、職員間の情報共有を図り、複数の職員による対処体制を確立する。
 - イ 不審者が立ち上がった場合の通報や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等
 - (ア) 施設等内に不審者が立ち入り、利用者に危害を加えるおそれがあると判断した場合は、直ちに警察に通報するとともに、関係機関へも速やかに連絡する。
 - (イ) 利用者を動揺させないようにしながら情報を共有し、複数職員による協力体制を速やかに構築する。
 - (ウ) 利用者の安全が確保されていることを前提に、その場から退避することも視野に入れるなど、対応する職員の安全が確保されるよう留意する。
 - (エ) 不審者の侵入防止と利用者の安全確保のために防犯マニュアルを作成。

Ⅱ みはらしの里（障害者支援施設）

1 運営の基本方針

（生活介護事業、施設入所支援事業によるサービスの提供）

『みはらしの里』では次のことを目指す。

(1) 利用者の地域生活への移行を目標とする。

生活介護で、心身の安定、自主自立の心を養い、法人が運営する「相談支援事業所ふあいん」を中心に、同じく法人が運営する「みはらしの丘」「そらいろ」「グループホームやまと」「そおれ」「三島市障がい者支援センター佐野あゆみの里」や社会資源との連携で、多くの利用者が地域生活に移行できるよう支援に努める。

(2) 利用者一人ひとりの主体性を尊重する。

それぞれの利用者の特性を考慮し、生活介護事業、施設入所支援事業を通して、個々の能力に合わせた支援に心がけ、利用者の尊厳・主体性を尊重する。

(3) 親子、家族とのきずなを大切にする。

利用者、家族、後見人、職員の連携と協力を基盤に施設を運営する。

(4) 地域社会の人々や自然との交流を重視する。

地域の住民として地域の行事等に参加するとともに、恵まれた自然環境の中で人間的なふれあいを重視し、開かれた運営を目指す。新型コロナウイルスの感染拡大により中止していた地域貢献事業を徐々に再開し、みはらしの里が持つ資源を地域に還元するとともに障害者支援施設における取り組みや活動を認知してもらえよう働きかける。

(5) 福祉体験・ボランティアを積極的に受け入れる。

小中学校の福祉体験、社会福祉士・介護福祉士を目指す学生の現場実習、教職員の介護等体験・保育実習等を積極的に受け入れ、ノーマライゼーションの浸透と共生社会の実現を促進する。

(6) 日常生活や社会生活において制限をもたらす原因となる「社会的障壁」の取り除きを求める意思表示があった場合は、状況に応じて合理的配慮を行う。

2 事業の内容

(1) 生活介護事業

利用者が個々の特性に応じて自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事の支援等を行うとともに創作的活動の機会を提供する。また、健康管理、身体機能の向上のために必要な支援を行う。

(2) 施設入所支援事業

利用者の特性をはじめ、その環境及び日常生活全般の状況を把握し、入浴、排泄等の支援や日常生活上の相談支援を実施する。

また、利用者の身体機能及び認知機能の高齢化に伴い、施設入所利用の継続が困難である方の介護保険への切り替えと高齢者施設への移行を提案し、高齢利用者の身体的負担の軽減を目指す。併せて、新規利用者の受け入れ等を積極的に行い入所定員数の維持・管理を行う。

3 重点活動

(1) 生活介護事業

ア 日中活動支援

利用者個々の特性とニーズに合わせ、よりきめ細やかなサービス提供を可能にするため、フロアごとに療法体制の整備を行う。活動内容においては利用者の興味をさそい、意欲、自信へとつなげることに努める。

(ア) 絵画療法

利用者の生活の質を高めていくことを目的とした創作活動を継続して展開しながら、個々の特性を把握し、表現活動や創造体験を通して自己の内面を表出し、洞察、変容していく過程をサポートする。

画材選定や環境設定に重点をおいた個別プログラムを提供するため、定期的に外部講師を招き、適切な指導を受ける。併せて支援内容や視点の記録を冊子にまとめ上げ、実績の保存とともに、支援者の研修資料としての活用を図る。さらに、積み上げてきたノウハウをもとに他の事業所と連携し、絵画療法を広める。

また外部機関（バックアップ機関）との連携も図り、絵画療法を通じた人材育成を図るとともに、社会とつながるための有効な方法として展覧会を開催し、地域との連携を実践する。

静岡県知的障害者福祉協会が主催する「絵画療法講座」の再開に伴い、みはらしの里を会場とした講座の展開を行い、絵画療法の普及を積極的に行う。

(イ) 音楽療法

音楽活動を通して心身の障がいの緩和、機能の維持・向上、ストレスの軽減等を目指し、表現活動を通して自己の内面を表出し、洞察、変容していく過程をサポートする。

音楽療法士によるセッション及び職員指導を定期的に行い、活動の充実を図りながら、個々のニーズに合ったプログラムの他、音楽を楽しめる空間作りも進める。

発表の場については感染症防止への配慮から、屋外での発表の場の設定や内部で発表会を開催する等、定期的な活動報告の機会を企画する。

また、集団対応が困難であるケースにも応えられるよう研究を続ける。

(ウ) 運動療法

歩行活動、サーキットトレーニング、ストレッチ運動等を取り入れながら身体を動かす機会を設定することで、身体的な機能改善を図る。

また、外部講師を招き、適切なアドバイスを受け、利用者個々のニーズに合ったプログラムの他、運動を楽しめる環境を整える他、心身のリフレッシュを図るために定期的な屋外運動の機会を提供し、利用者の生活の質を向上することができるようにする。

(エ) 屋外活動（外出）

マイクロバスを活用した外出を通して、近隣公園等を散策し、四季折々の自然の変化や雰囲気を感じながら、身体的、精神的なリフレッシュを図る。

(オ) その他

グリーンバンクより球根や草花の種の寄付を受け、施設内花壇の整備をする。

イ 日常生活支援

- (ア) 食事 身体状況に配慮した食事を提供し、快適な食事支援を行う。
- (イ) 着脱衣 個性や好みを尊重し、清潔面に配慮した支援を行う。
- (ウ) 移動 利用者の状況に応じ、施設内外の移動支援を行う。
- (エ) 排泄 衛生や清潔面に配慮し、個々の自立に向けた支援を行う。
- (オ) 入浴 健康状態に配慮し、快適な入浴支援を行う。
- (カ) 整容 清潔面に配慮し、適切な整容支援を行う。
- (キ) 口腔ケア 口腔ケアを重点的に行うことで、口内の清潔の保持を図り、誤嚥性肺炎の予防に努める。協力歯科医師による定期的な往診を通じて、職員の口腔ケアに対する意識の向上に向けた研修を行う。

ウ 生活環境支援

- (ア) 清掃 衛生・清潔面に配慮し、適宜清掃を行うとともに、自立に向けた清掃支援を行う。
- (イ) 洗濯 衛生・清潔面に配慮し、適宜清掃を行うとともに、自立に向けた洗濯支援を行う。
- (ウ) 整理整頓 適宜整理整頓を行うとともに、自立に向けた支援を行う。

エ 社会生活支援

- (ア) 情報提供 掲示板等で必要な情報を提供する。
- (イ) 相談援助 苦情解決を含めた相談援助を行う。
- (ウ) 地域生活移行 利用者の状況に応じ、地域移行に向けた支援を行う。
- (エ) 主体的活動 自治会等、利用者の意向を尊重した主体的活動を支援する。
- (オ) 余暇活動 利用者個々の状態に応じた余暇活動の支援を行う。

(2) 施設入所支援事業

ア 基本的な生活習慣の支援

日常生活動作（ADL）及び手段的日常生活動作（IADL）の獲得の支援をする。

イ 自発的活動の支援

自治会活動や自発的活動の支援をする。

ウ 個別外出支援

定期的にテイクアウトを活用した食事会を開催する。その際には各自好きな物が食べられるように意思決定支援に配慮する。その他にも個別の外出行事を設定し、利用者の余暇支援を拡充する。

エ 意思決定支援

利用者の自己決定を尊重し可能な限り意思に沿えるようにすることで、安心して施設生活を送っていただけるよう支援する。

4 健康管理

(1) 保健医療支援

利用者の体調面・衛生面の管理には意を注ぎ、健康管理に努める。

ア 健康管理

看護師を中心に、疾病予防、感染症予防、健康管理に努める。

イ 服薬管理

服薬の管理、投薬の支援を行う。

ウ 通院治療

嘱託医、または協力医療機関に通院する。

エ 往診治療

嘱託医による定期的な往診の他、歯科医による定期的な口腔内治療を実施する。

(2) 食事・栄養管理

保健栄養班として、看護師・栄養士が個々の食事状況を把握し、健康増進及びそれぞれが食べやすい食事提供ができるよう心がける。また、食べ物を適切に噛み、食べる力を身につけていない利用者に対する食形態については、安全・食感・見た目の向上を目的に、栄養士、調理委託業者等と連携を図り、ソフト食・軟菜食・一口大等の食形態に変更し、提供を継続する。

5 提供サービスの質の維持と向上

(1) 個別支援計画

サービス管理責任者により、6ヶ月に1回、個別支援計画の達成状況について、モニタリングを実施し、必要に応じて計画の見直し等を実施する。

また、利用者、家族、後見人にも達成状況を報告し意見を求め、それに答える。

(2) 自己評価委員会

定期的に支援サービスのモニタリング、第三者評価基準に基づき自己評価を実施。月に1回自己評価委員会を開催しサービス向上の為の改善点の洗い出し及び対応

状況の確認を行う。

(3) 利用者支援に対する職員の倫理チェック機能

毎月、定例の倫理委員会（法人主催）で職員の利用者に対する接し方について、話し合いを持ち、利用者の人権の確保に努める。

また、各職員は支援のあり方に自己評価表を作成し、人権への意識を高めるとともに、虐待防止については、定期的に自己チェックリストでの振り返りや身体拘束廃止に向けた会議、研修会等を開催し、支援内容や対応の見直しを適宜行うとともに対応状況を適切に記録する。

(4) 権利擁護委員会（法人）

月に1回職員個々でチェックリストを実施、結果を集計しケース会議で検証、委員会にて組織としての現状を把握するとともに、厳しい姿勢で虐待防止に努めていく。また、月に1回事業所内において身体拘束廃止検討会議を開催することで身体拘束の適正化を図る事ができるよう配慮し、その結果は権利擁護委員会で報告していく。

6 苦情申し立て（苦情解決）

提供した施設サービス等に関して、利用者、家族及び後見人から苦情を受理した場合、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じる。苦情解決委員会等で苦情に対し検討し改善を図る。

7 行事計画

月	行事内容
7月	自治会主催レクリエーション大会
	七夕会
9月	東部交流事業
10月	みはらしフェスティバル
12月	忘年会
1月	新年会
2月	自治会主催カラオケ大会
3月	花見会
随時	お楽しみ食事会・個別外出
随時	フロア行事
随時	療法講師による各種研修
2ヶ月に1回程度	歯科医師による歯科往診

Ⅲ みはらしの里 短期入所

1 運営の基本方針

障がいを持つ人々や、その家族が安心して地域で暮らすことができるよう、施設機能を在宅家庭に提供し、地域における福祉サービスの拠点の一つとして役割を果たす。

2 事業の内容

短期入所事業

併設型 定員 10人

3 地域生活支援等拠点等事業

三島市における地域生活支援拠点等事業として三島市及び相談支援事業所、福祉サービス事業所等と連携しながら、地域生活支援拠点等の機能を担う。

- (1) 緊急時の受け入れ・対応
- (2) 体験の機会・場の提供
- (3) 地域の体制づくり

Ⅳ みはらしの丘（障害者支援施設）

1 運営の基本方針

（生活介護事業、施設入所支援事業によるサービスの提供）

『みはらしの丘』では次のことを目指す。

(1) 利用者の地域生活への移行を目標とする。

生活介護を通じて、外出活動、療法等を提供し、心身の安定、活動する喜び、自主自立の心を養い、法人が運営する「相談支援事業所ふぁいん」を中心に、同じく法人が運営する「みはらしの里」「そおれ」「そらいろ」「グループホームやまと」「三島市障がい者支援センター佐野あゆみの里」や社会資源との連携で、多くの利用者が地域生活に移行できるよう支援に努める。

(2) 利用者一人ひとりの主体性を尊重する。

それぞれの利用者の特性を考慮し、生活介護事業、施設入所支援事業を通して、個々の力に合わせた支援に心がけ、利用者の尊厳、主体性を尊重する。

(3) 親子、家族とのきずなを大切にする。

利用者、家族、後見人、職員の連携と協力を基盤に施設を運営する。

(4) 地域社会の人々や自然との交流を重視する。

地域住民として地域の行事等に可能な範囲で参加し、恵まれた自然環境の中で人間的なふれあいを重視し、開かれた事業運営を目指す。

- (5) 福祉体験・ボランティアを積極的に受け入れる。
社会福祉士・介護福祉士を目指す学生の現場実習、教職員を目指す学生の介護等体験・保育実習等を可能な範囲で受け入れ、ノーマライゼーションの浸透と共生社会の実現を促進する。
- (6) 日常生活や社会生活において制限をもたらす原因となる「社会的障壁」の取り除きを求める意思表示があった場合は、状況に応じて合理的配慮を行う。

2 事業の内容

- (1) 生活介護事業
療法及び外出活動などを通して身体機能、日常生活能力及び意欲の維持、向上を目指した支援を展開する。
- (2) 施設入所支援事業
夜間及び休日における食事、入浴及び排泄等の介助や個別外出を通して余暇の充実を図るとともに、日常生活上の相談支援を実施する。

3 重点活動

- (1) 生活介護事業
身体機能、日常生活能力及び意欲の維持・向上を目標に、社会生活上の支援、療法等創作的活動の機会を提供しながら支援する。利用者の意思、家族、後見人等の意見を尊重しながら個々の能力、特性に合わせた個別支援計画を策定しサービスを実施する。
- ア すみれ班（清掃を中心とする活動支援）
清掃活動として、施設建物内（みはらしの丘）共有スペースの掃除、洗濯物の仕分け等を行う。
- イ もみじ班（療法等日中活動支援）
清掃活動等の参加が難しい方に療法等創作的活動の機会を提供する。
利用者個々の適性とニーズに合わせ、きめ細かなサービスを提供、活動内容においては利用者の興味をさそい、意欲、自信へとつなげることに努める。
また、利用者のニーズに合ったメニューの他、楽しめる環境を整える。
- (ア) 絵画療法
利用者の生活の質を上げていくことを目的とした創作活動を展開し、講師を招きながら表現活動や創造体験を通して自己の内面を表出する。
- (イ) 音楽療法
音楽活動を通して心身のリフレッシュ、機能の維持・向上、ストレスの軽減等を目指し、表現活動や創造体験を通して自己の内面を表出していく過程をサポートする。

(ウ) 運動療法

歩行運動、軽体操等を取り入れながら、身体を動かす機会を設定することで身体的な機能の維持、向上を図る。

(エ) 園芸療法

植物と触れあうことで身体、精神等リラックスした状態にし、育てる喜びを感じてストレス発散や想像力の向上を図る。

ウ ひまわり班（清掃、療法等以外の日中活動支援）

利用者個々の適性とニーズに合わせ個々のスケジュールに沿った活動が行えるよう支援を展開する。利用者本人の興味の拡大を図り社会参加に対する意欲の向上に努める。

(2) 施設入所支援事業

日常生活において、利用者個々の将来の在るべき姿をえがきながら支援目標を立て、望ましい生活習慣の確立を図り利用者の生活の質（QOL）の向上を目指す。

ア 基本的生活習慣の支援

日常生活動作（ADL）及び手段的日常生活動作（IADL）の獲得の支援をする。

イ 自発的活動の支援

自治会活動や利用者自らが自発的に活動できるよう支援をする。

ウ 個別外出支援

個別及びグループ対応による買い物・ドライブ等の余暇外出支援を行う。

エ 意思決定支援

利用者の自己決定を尊重し、可能な限り意思に沿えるようにすることで、安定して施設生活を送っていただけるよう支援する。

4 健康管理

(1) 保健医療支援

利用者の体調面・衛生面の管理に日々注意を払い、健康管理に努める。

ア 健康管理

看護師を中心に、疾病予防、感染症予防、健康管理に努める。

イ 服薬管理

服薬の管理、投薬の支援を行う。

ウ 往診、通院治療

嘱託医による月1回の往診及び協力医療機関への通院を支援する。

(2) 食事・栄養管理

栄養士を中心に個々の食事状況を把握し、栄養ケアマネジメントの作成、健康増進及びそれぞれの食事の特性に合わせたソフト食、軟菜食など食べやすい食事提供を心がける。引き続き、安全でおいしい給食提供を安定的、継続的に履行できるよ

う、委託業者と連携を図る。

5 提供サービスの質の維持と向上

(1) 個別支援計画

利用者、家族、後見人等へ個別支援計画の達成状況を報告し、6ヶ月に1回(必要ときは随時)モニタリング及び個別支援計画策定会議を実施し、サービス管理責任者により利用者の課題に沿った個別支援計画を作成する。

(2) 自己評価委員会

定期的に支援サービスのモニタリング、第三者評価基準に基づき自己評価を実施。月に1回自己評価委員会を開催しサービス向上の為に改善点の洗い出し及び対応状況の確認を行う。

(3) 利用者支援に対する職員の倫理チェック機能

毎月、定例の倫理委員会(法人主催)で職員の利用者に対する接し方について、話し合いを持ち、利用者の人権の確保に努める。また、職員は支援のあり方自己評価表を作成し、人権への意識を高める。

(4) 権利擁護委員会(法人)

月に1回職員個々でチェックリストを実施、結果を集計しケース会議で検証、委員会にて組織としての現状を把握するとともに、厳しい姿勢で虐待防止に努めていく。また、月に1回事業所内において身体拘束廃止検討会議を開催することで身体拘束の適正化を図る事ができるよう配慮し、その結果は権利擁護委員会で報告していく。

6 苦情申し立て(苦情解決)

提供した施設サービス等に関して、利用者、家族及び後見人から苦情を受理した場合、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じる。苦情解決委員会等で苦情に対し検討し改善を図る。

7 行事計画

月	行事内容
4月	花見
5月	お楽しみ会
7月	お弁当会
8月	お楽しみ会(夏祭りイベント)
9月	運動会
10月	みはらしフェスティバル
11月	お楽しみ会(秋祭りイベント)

12月	忘年会
1月	新年会
3月	お別れ会

V みはらしの丘 短期入所

1 運営の基本方針

障がいを持つ人々や、その家族が安心して地域で暮らすことができるよう、施設機能を在宅家庭に提供し、地域における福祉サービスの拠点の一つとして役割を果たす。

2 事業の内容

短期入所事業

併設型 定員 4人

3 地域生活支援拠点等事業

三島市における地域生活支援拠点等事業として三島市及び相談支援事業所、福祉サービス事業所等と連携しながら、地域生活支援拠点等の機能を担う。

- (1) 緊急時の受け入れ・対応
- (2) 体験の機会・場の提供
- (3) 地域の体制づくり

VI 就労継続支援B型事業所 そらいろ（障害福祉サービス事業所）

1 運営の基本方針

（就労継続支援B型によるサービスの提供）

『そらいろ』では次のことを目指す。

- (1) 利用者の地域生活への移行を目標とする。

就労継続支援B型事業を通じて、生産活動を提供し、心身の安定、働く喜び、自主自立の心を養い、法人が運営する「相談支援事業所ふあいん」を中心に、同じく法人が運営する「みはらしの里」「みはらしの丘」「グループホームやまと」「そおれ」「三島市障がい者支援センター佐野あゆみの里」や社会資源との連携で、多くの利用者が地域生活に移行できるよう支援に努める。

- (2) 利用者一人ひとりの主体性を尊重する。

それぞれの利用者の特性を考慮し、就労継続支援B型事業を通して、個々の能力に合わせた支援を心がけ、利用者の主体性を尊重する。

- (3) 親子、家族とのきずなを大切にする。
利用者、家族、後見人、職員の連携と協力を基盤に事業を運営する。
- (4) 地域社会の人々や自然との交流を重視する。
地域の住民として地域の行事等に可能な範囲で参加し、恵まれた自然環境の中で人間的なふれあいを重視するとともに自主製品等の販売を行い、より多くの住民に対し事業所をPRし、開かれた事業運営を目指す。
- (5) 働くことに対しての生きがいを育む。
一般就労が困難な利用者の自立した生活を支援する観点から、利用者工賃の向上を目指すだけでなく、働きがいを感じ、その人らしい仕事ができるよう努める。
- (6) 日常生活や社会生活において制限をもたらす原因となる「社会的障壁」の取り除きを求める意思表示があった場合の合理的配慮に努める。

2 就労継続支援B型事業の内容

利用者が安定した収入を得ることにより生活の不安を少なくし、より豊かな生活のための自立を目標にできるよう就労（生産活動等）の機会を提供する。

また、常に利用者の作業環境には気を配り、健康被害の防止をはかり、楽しく働ける職場づくりを目指す。

3 重点活動

生産活動等の機会を提供し利用者の意思、家族等の意見を尊重しながら個々の能力、特性に合わせた個別支援計画を策定しサービスを実施する。

(1) 生産活動

ア ペーパー班

トイレットペーパーの原紙を購入、巻き取り、カットを経て梱包し販売を行う。

【協力事業所】

富士里和製紙(株)及び関連会社（富士市）

丸富製紙(株)（富士市）

レンゴー(株)（静岡市）

飯田工業薬品(株)（富士市）

【納入先】

近隣市町（三島市、裾野市、伊豆の国市、伊豆市、函南町、清水町、長泉町）

県関係（県立がんセンター、近隣県立高校、近隣警察署、東部総合庁舎等）

その他 一般企業、個人等顧客数 350 カ所余

イ 食品班

食パン等の製造・販売を行う。

【納入先】

サンワフーズ(株) (見晴学園給食提供)

グランフィールドズカントリークラブ (週 1~2 回納品)

ウ 委託清掃班

施設清掃活動 (みはらしの里) の利用者洗濯物仕分け・セッティング。

施設周りの清掃等。(新型コロナウイルス感染状況により作業内容変更有)

【協力事業所】

みはらしの里

(2) 作品展・イベント販売

法人内のイベント等への参加のみとする。

4 健康管理

利用者の体調面・衛生面、食事面(栄養)の状況を把握し、利用者の健康管理に努める。

5 提供サービスの質の維持と向上

(1) 個別支援計画

利用者、家族、後見人等へ個別支援計画の達成状況を報告し、6ヶ月に1回(必要なときは随時)モニタリング及び個別支援計画策定会議を実施し、サービス管理責任者により利用者の課題に沿った個別支援計画を作成する。

(2) 自己評価委員会

定期的に支援サービスのモニタリング、第三者評価基準に基づき自己評価を実施。月に1回自己評価委員会を開催しサービス向上の為の改善点の洗い出し及び対応状況の確認を行う。

(3) 利用者支援に対する職員の倫理チェック機能

毎月、定例の倫理委員会(法人主催)で職員の利用者に対する接し方について、話し合いを持ち、利用者の人権の確保に努める。また、職員は支援のあり方自己評価表を作成し、人権への意識を高める。

(4) 権利擁護委員会(法人)

月に1回職員個々でチェックリストを実施、結果を集計しケース会議で検証、委員会にて組織としての現状を把握するとともに、厳しい姿勢で虐待防止に努めていく。また、月に1回事業所内において身体拘束廃止検討会議を開催することで身体拘束の適正化を図る事ができるよう配慮し、その結果は権利擁護委員会で報告していく。

6 苦情申し立て(苦情解決)

利用者、家族、後見人等が人権の確保・日常生活支援サービス等において苦情のあ

る場合それを受理し、誠意をもって対応するとともに苦情解決委員会で検討し改善を図る。

Ⅶ グループホームやまと（共同生活援助事業）〈介護サービス包括型〉

1 運営の基本方針

（「グループホームやまと」「グループホームなでしこ」「グループホームかりん」「グループホームかざま」によるサービスの提供）

『グループホームやまと・なでしこ・かりん・かざま』では次のことを目指す。

(1) 利用者の地域生活をサポートする。

共同生活援助事業を通じて、心身の安定、自主自立の心を養い、利用者が安心して地域生活が送れるよう支援に努める。また、地域で独立した生活が営めるよう利用者の自立意識を高めていく。

(2) 利用者一人ひとりの主体性を尊重する。

それぞれの利用者の特性を考慮し、日中活動事業所と連携をはかりながら個々の能力に合わせた支援を心がけ、利用者の主体性を尊重する。

(3) 親子、家族とのきずなを大切にする。

利用者、家族、後見人、職員の連携と協力を基盤にグループホームを運営する。

(4) 地域社会の人々との交流を重視する。

地域の住民として地域の行事等に可能な範囲で参加し、地域に貢献する。

(5) 日常生活や社会生活において制限をもたらす原因となる「社会的障壁」の取り除きを求める意思表示があった場合の合理的配慮を心がける。

2 共同生活事業の内容

(1) グループホームやまと 【定員 7 人】 三島市字エビノ木 4745 番地

(2) グループホームなでしこ 【定員 7 人】 三島市字エビノ木 4745 番地

(3) グループホームかりん 【定員 5 人】 三島市字エビノ木 4745 番地

(4) グループホームかざま 【定員 5 人】 三島市青木 8-1

利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営む事ができるよう利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて入浴、排泄及び食事等の介助、相談その他日常生活上の援助を行う。

3 健康管理

利用者の体調面・衛生面、食事の管理には注意を払い、利用者の健康管理に努めるほか、特定疾患、てんかん、精神疾患の利用者については、定期通院を行い適切な対応をとる。また、高齢化に伴う事故や怪我には十分に注意し安全面に配慮する。

4 提供サービスの質の維持と向上

(1) 個別支援計画

個別支援計画の作成については、利用者の希望に基づいて、自分らしい生活の実現に向けてどのようなサポート、サービスが必要とされるか考え利用者と共に作りあげていく。また、利用者の重度化、高齢化をふまえたサービスの質の確保、向上を図っていく。

サービス管理責任者により、6ヶ月に1回(必要なときは随時)個別支援計画の達成状況について、モニタリングを実施し、必要に応じて計画の見直し等を行う。

また、利用者、家族、後見人等にも達成状況を報告し意見を求め対応する。

(2) 自己評価委員会

定期的に支援サービスのモニタリング、第三者評価基準に基づき自己評価を実施。月に1回自己評価委員会を開催しサービス向上の為の改善点の洗い出し及び対応状況の確認を行う。

(3) 利用者支援に対する職員の倫理チェック機能

毎月、定例の倫理委員会(法人主催)で職員の利用者に対する接し方について、話し合いを持ち、利用者の人権の確保に努める。

また、職員は支援のあり方自己評価表を作成し、人権への意識を高める。

(4) 権利擁護委員会(法人)

月に1回職員個々でチェックリストを実施、結果を集計しケース会議で検証、委員会にて組織としての現状を把握するとともに、厳しい姿勢で虐待防止に努めていく。また、月に1回事業所内において身体拘束廃止検討会議を開催することで身体拘束の適正化を図る事ができるよう配慮し、その結果は権利擁護委員会で報告していく。

5 苦情申し立て(苦情解決)

利用者、家族、後見人等が人権の確保・日常生活支援サービス等において苦情のある場合はそれを受理し、誠意をもって対応するとともに苦情解決委員会で検討し改善を図る。

6 その他

いつ発生してもおかしくない災害に対し、定期的な避難訓練を実施し、利用者の安全を確保していく。防災対策として各居室での電気器具の管理や整備など細かい面での支援を行う。

Ⅷ そおれ（生活介護事業所）

1 運営の基本方針

（生活介護事業によるサービスの提供）

『そおれ』では次のことを目指す。

(1) 利用者の地域生活への移行及び維持を目標とする。

生活介護で、心身の安定、自主自立の心を養い、法人が運営する「相談支援事業所ふあいん」を中心に同じく法人が運営する「みはらしの里」「みはらしの丘」「そらいろ」「グループホームやまと」「三島市障がい者支援センター佐野あゆみの里」他、ご家庭、関係機関など社会資源との連携で、利用者が地域生活を維持できるよう支援に努める。

(2) 利用者一人ひとりの主体性を尊重する。

それぞれの利用者の特性を考慮し、生活介護事業を通して、個々の能力に合わせた支援に心がけ、利用者の尊厳・主体性を尊重する。

(3) 親子、家族とのきずなを大切にする。

利用者、家族、後見人、職員の連携と協力を基盤とし、ご利用者の生活全般に配慮した支援を展開する。

(4) 地域社会の人々や自然との交流を重視する。

地域の住民として地域の行事等に参加するとともに、恵まれた自然環境の中で人間的なふれあいを重視し、開かれた運営を目指す。

(5) 福祉体験・ボランティア・見学者を積極的に受け入れる。

現場実習、介護等体験・保育実習・施設職員実習・見学等を積極的に受け入れ、ノーマライゼーションの浸透と共生社会の実現を促進する。

2 事業の内容

(1) 生活介護事業

利用者が個々の特性に応じて自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、生産的活動や創作的活動に余暇活動の機会を提供する。また、健康管理、身体機能の向上のために必要な援助を行う。

3 重点活動

(1) 生活介護事業

ア 日中活動支援

利用者個々の特性と適性及びニーズに合わせ、一人ひとりが社会の一員としてより自分らしく自立した生活が送れるよう個別化された支援を提供する。活動内

容も個々のスキルに合わせ様々な領域への体験の機会を提供するとともに、個々の得意なことを活かし、主体性や自尊心を高め、より自分らしい生活を送ることができるよう努める。

イ 日常生活支援

- (ア) 食事 身体状況に配慮した食事を提供し、個々の自立及び快適な食事支援を行う。
- (イ) 着脱衣 個性や好みを尊重し、個々の自立及び清潔面に配慮した支援を行う。
- (ウ) 移動 利用者の状況に応じ、個々の自立及び事業所内外の移動支援を行う。
- (エ) 排泄 衛生や清潔面に配慮し、個々の自立に向けた支援を行う。
- (オ) 入浴 健康状態に配慮し、個々の自立及び快適な入浴支援を行う。
- (カ) 整容 清潔面に配慮し、個々の自立及び適切な整容支援を行う。(含歯磨・洗面)

ウ 生活環境支援

- (ア) 清掃 衛生・清潔面に配慮し、適宜清掃を行うとともに、自立に向けた清掃支援を行う。
- (イ) 洗濯 衛生・清潔面に配慮し、適宜洗濯を行うとともに、自立に向けた洗濯支援を行う。
- (ウ) 整理整頓 適宜整理整頓を行うとともに、自立に向けた支援を行う。

エ 社会生活支援

- (ア) 情報提供 個々の理解に応じた方法で情報を提供する。
- (イ) 相談援助 苦情解決を含めた相談援助を行う。
- (ウ) 地域生活移行 利用者の状況に応じ、地域移行に向けた支援を行う。
- (エ) 主体的活動 利用者の意向を尊重した主体的活動を支援する。
- (オ) 余暇活動 利用者個々の状態に応じた余暇活動の支援を行う。

4 健康管理

(1) 保健医療支援

利用者の体調面・衛生面の管理には意を注ぎ、健康管理に努める。

ア 健康管理

看護師を中心に、疾病予防・感染症予防・健康管理に努める。

イ 服薬管理

服薬の管理、投薬の支援を行う。

ウ 通院治療

嘱託医、または協力医療機関に通院する。

(2) 食事・栄養管理

個々の食事状況を把握、健康増進及びそれぞれが食べやすい食事提供に心がける。

5 提供サービスの質の維持と向上

(1) 個別支援計画

サービス管理責任者により、最低6ヶ月に一回、個別支援計画の達成状況についてモニタリングを実施し、必要に応じて計画の見直し等を実施する。

また、利用者、保護者にも達成状況を報告し意見を求め、それに答える。

(2) 福祉サービス第三者評価事業受審

福祉サービス第三者評価を受審し、そのプロセス（自己評価、訪問調査など）を通して自らの事業が提供するサービス内容について客観的・専門的な評価を受け、日々の業務の課題を発見することで組織全体の質の向上を目指す。

(3) 利用者支援に対する職員の倫理チェック機能

毎月、定例の倫理委員会（法人主催）で職員の利用者に対する接し方について、話し合いを持ち、利用者の人権の確保に努める。

また、各職員は支援のあり方の自己評価表を作成し、人権への意識を高める。虐待防止について、定期的に自己チェックリストでの振り返りや身体拘束廃止に向けた会議、研修会等を開催し、支援内容や対応の見直しを適宜行うとともに対応状況を適切に記録する。

(4) 権利擁護委員会（法人）

月に1回職員個々でチェックリストを実施、結果を集計しケース会議で検証、委員会にて組織としての現状を把握するとともに、厳しい姿勢で虐待防止に努めていく。また、月に1回事業所内において身体拘束廃止検討会議を開催することで身体拘束の適正化を図る事ができるよう配慮し、その結果は権利擁護委員会で報告していく。

6 苦情申し立て（苦情解決）

提供した施設サービス等に関して、利用者及び家族、後見人から苦情を受理した場合、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じる。苦情解決委員会等で苦情に対し検討し改善を図る。

7 行事計画

個々の特性やニーズに合わせて、個別及び小グループでの外出や余暇活動を実施する。

8 地域生活支援拠点等事業

三島市における地域生活支援拠点等事業として三島市及び相談支援事業所、福祉サービス事業所等と連携しながら、地域生活支援拠点等の機能を担う。

- (ア) 緊急時の受け入れ・対応
- (イ) 体験の機会・場の提供
- (ウ) 地域の体制づくり

IX 相談支援事業所ふぁいん（相談支援事業所）

1 運営の基本方針

（指定一般相談支援事業、指定特定相談支援事業によるサービスの提供）

『相談支援事業所ふぁいん』では次のことを目指す。

(1) 利用者の地域生活を支えるため包括的なケアの実現を目指す。

地域福祉を支える様々な関係者と密接な連携を図り、利用者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、包括的なケアの実現を目指す。

(2) 自立支援

利用者が、ライフステージのあらゆる段階において、障がいの程度にかかわらず、自立した生活をめざし、社会（経済）活動へ積極的に参画できるように支援する。

(3) 主体性の尊重

利用者が、一人の生活者として、自らの生活を自らの意思で選択、決定し築けるよう、可能な限り本人の意思を尊重し、自己決定ができるように支援する。

(4) 生活の質（QOL）の向上

物質的に豊かな生活をめざすだけでなく、利用者の人格と個性を尊重し、人間らしく生きていくための内面的充実感を豊かにすることを含めて、利用者のより良い生活を重視した支援計画づくりを行う。

2 事業の内容

(1) 指定一般相談支援事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定される「指定一般相談支援事業」の業務を通じて適切に実施する。

ア 地域移行支援

- (ア) 地域移行支援計画案の作成
- (イ) サービス担当者会議開催
- (ウ) 地域移行支援計画作成
- (エ) 相談及び援助（外出同行）
- (オ) 障害福祉サービス事業体験利用等

イ 地域定着支援

- (ア) 地域定着支援台帳の作成
- (イ) 連絡体制確保
- (ウ) 緊急事態対応

(2) 指定特定相談支援事業

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定される「指定特定相談支援事業」の業務を通じて適切に実施する。

ア 計画相談支援

- (ア) 相談支援
- (イ) 利用者負担額等の受領事務
- (ウ) 請求業務
- (エ) 利用者からの相談、苦情処理に関する業務
- (オ) 事業統計の作成等

(3) 三島市障がいとくらしを支える協議会事務局受託事業

三島市障がいとくらしを支える協議会事務局を受託し、三島市基幹相談支援センターと連動しながら、困難事例や地域課題の解決に取り組むなど地域相談支援体制の中核を担う。

ア 会議の開催

- (ア) 運営会議の開催
- (イ) 一般報告会の開催

イ 日常からのネットワークづくり

- (ア) 緊急時に備えた地域内のネットワークづくり
- (イ) 支援の谷間にある人の掌握と家庭訪問等の実施

ウ 日常からの市内事業所のサポート

- (ア) 緊急一時対応
- (イ) 情報発信・ホームページ管理

(4) 三島市基幹相談支援センター受託事業

三島市基幹相談支援センター事業を受託し、三島市及び他法人相談支援事業所と連携しながら共同運営し、地域相談支援体制の中核を担う。

(5) 地域生活支援拠点等事業

三島市における地域生活支援拠点等事業として三島市及び他法人相談支援事業所、福祉サービス事業所等と連携しながら、地域生活支援拠点等の機能を担う。

- (ア) 相談
- (イ) 緊急時の受け入れ・対応
- (ウ) 体験の機会・場の提供
- (エ) 地域の体制づくり

3 権利擁護の推進及び個人情報の適正な取り扱い

当法人の倫理綱領及び個人情報保護規程の遵守はもとより、利用者の人権を守るためのマニュアルを適切に理解し、その予防への意識を深めると同時に利用者一人ひとりの人権を重く受け止め、人権侵害行為を決して行わず、支援を展開する。また、利用者の人権擁護を積極的に推進し、相談、苦情について適切に円満な解決を図る。

個人情報保護については、「社会福祉法人見晴学園個人情報保護規程」により、利用者本人等からの開示等の手続きを適正に遵守する。

4 職員研修

職員の援助技術の高揚、充実を図るため、職場内研修の場において、支援計画や実践報告、評価等の話し合いを行う。また、各種研修にも積極的に参加し、職員研修の機会を多くもち、正しい判断力と優れた想像力を持つことで責任感の強い職員になるよう専門技術の習得に努め、資質向上を目指す。特に利用者の人権意識を高め、人権尊重の態度が自然体として実践できるよう人権研修等の充実をはかる。

X 三島市障がい者支援センター佐野あゆみの里事業計画

三島市の指定管理を受託して2年目となる。令和5年度においては三島市直営時の体制及び活動を踏襲してきたが、令和6年度はさらに利用者個々の特性を理解し、「あしたもまた来たい」と思っただけできるよう、意思決定支援を重視した活動を展開したい。

またみはらしの丘、みはらしの里で培った各療法のスキルを積極的に取り入れ、活動がマンネリ化しないよう発展させていきたい。

1 運営の基本方針

(生活介護事業、日中一時支援によるサービスの提供)

『三島市障害者支援センター佐野あゆみの里』では次のことを目指す。

(1) 利用者の地域生活への移行及び維持を目標とする。

生活介護で、心身の安定、自主自立の心を養い、各相談支援事業所との連携を密にとり、法人が運営する「みはらしの里」「みはらしの丘」「そらいろ」「グループホームやまと」「そおれ」他、ご家庭、関係機関など社会資源との連携で、多くの利用者が地域生活に移行及び維持できるよう支援に努める。

(2) 利用者一人ひとりの主体性を尊重する。

それぞれの利用者の特性を考慮し、生活介護事業を通して、個々の能力に合わせた支援に心がけ、利用者の尊厳・主体性を尊重しながら、様々な生活場面を通し自立に必要な生活習慣・技術等の習得を図るとともに健康の維持・推進を目指す。

(3) 親子、家族とのきずなを大切にする。

利用者、家族、後見人、職員の連携と協力を基盤とし、利用者の生活全般に配慮した支援を展開する。

(4) 地域社会の人々や自然との交流を重視する。

地域の住民として地域の行事等に参加することで、人間的なふれあいを重視し、開かれた運営を目指す。

(5) 福祉体験・ボランティア・見学者を積極的に受け入れる。

現場実習、介護等体験・保育実習・施設職員実習・見学等を積極的に受け入れ、ノーマライゼーションの浸透と共生社会の実現を促進する。

(6) 居場所の確保や家族の支援を行う。

日中において監護する者がいない利用者に対し、活動の場を確保し、その家族の就労支援及び一時的な休息を図るため、「日中一時支援事業」を展開し、本人及び家族の福祉の向上を目指す。

2 事業の内容

(1) 生活介護事業

利用者が個々の特性に応じて、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、生産的活動や創作的活動に余暇活動の機会を提供する。また、健康管理、身体機能の向上のために必要な援助を行う。

(2) 日中一時支援事業

家族支援を考慮し、活動の場を確保するなかで、個々の障がい特性に配慮した一時的な見守り支援を行い、他のサービス利用への相談や連携ができるよう展開する。

3 重点活動

(1) 生活介護事業

ア 日中活動支援

利用者個々の特性と適性及びニーズに合わせ、一人ひとりが社会の一員としてより自分らしく自立した生活を送れるよう個別化された支援を提供する。活動内容も個々のスキルに合わせ、様々な領域への体験の機会を提供するとともに、個々の得意なことを活かし、主体性や自尊心を高め、より自分らしい生活を送ることができるよう努める。

イ 日常生活支援

(ア) 食事 身体状況に配慮した食事を提供し、個々の自立及び快適な食事支援を行う。

(イ) 着脱衣 個性や好みを尊重し、個々の自立及び清潔面に配慮した支援を行

- う。
- (ウ) 移動 利用者の状況に応じ、個々の自立及び事業所内外の移動支援を行う。
- (エ) 排泄 衛生や清潔面に配慮し、個々の自立に向けた支援を行う。
- (オ) 整容 清潔面に配慮し、個々の自立及び適切な整容支援を行う。(含歯磨・洗面)
- (カ) 運動 精神的な安定と健康増進や生活習慣病の予防を図る(ラジオ体操・サーキット・ストレッチ・アダプテッドエアロビクス・ボッチャ等)。新型コロナウイルスの感染状況を鑑みながら外部講師の迎え入れを検討する。
中郷温水池及び南田町広場(公用車で移動)での個別歩行を行う。

ウ 生活環境支援

- (ア) 清掃 衛生・清潔面に配慮し、適宜清掃を行うとともに、自立に向けた清掃支援を行う。
- (イ) 整理整頓 適宜整理整頓を行うとともに、自立に向けた支援を行う。

エ 社会生活支援

- (ア) 情報提供 個々の理解に応じた方法で情報を提供する。
- (イ) 相談援助 利用者及びその家族からの相談・苦情等については誠意をもって対応し、可能な限り必要な援助を行う。
- (ウ) 地域生活移行 利用者の状況に応じ、地域移行に向けた支援を行う。
- (エ) 主体的活動 利用者の意向を尊重した主体的活動を支援する。
- (オ) 生産活動 ビーズ工芸・革製品・缶バッジ・缶マグネット・陶芸等の作業を提供し自主生産品として販売、売り上げの一部を作業工賃として利用者に支払う。
- (カ) サークル活動 余暇の充実のために、日頃家庭では取り組むことが難しい活動を提供、興味の拡大と好きなことを継続することで、心の安定を得ることができるよう支援する。令和6年度はサークル活動の中に療法的な要素を取り入れ、それぞれの活動のレベルアップを図る。
活動内容：工作絵画、音楽、鉄道、読書
- (キ) カフェ 「あゆみの里カフェ」を月に2回実施。社会生活の疑似体験から社会生活を身につけることができるよう展開する。
- (ク) 送迎サービス ご家族の送迎の負担を軽減することを目的に、利用者の状況に合わせてワゴン車、軽自動車による送迎を行う。

(2) 日中一時支援事業

ア 介護支援

利用者の状況に応じて更衣・排泄等生活の援助を行う。

イ 余暇活動支援

創作的活動やレクリエーション、映像、音楽等の鑑賞の機会を提供する。

ウ おやつタイム

職員とコミュニケーションを取りながら、家庭より持参したおやつを楽しむ。

4 健康管理

(1) 保健医療支援

利用者の体調面・衛生面の管理には意を注ぎ、健康管理に努める。

ア 健康管理

日常生活上必要なバイタルチェック、その他必要な管理、記録を行うとともに医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて、健康維持のための適切な支援を行う。

イ 服薬管理

服薬の管理、投薬の支援を行う。

ウ 各種検診

内科検診年2回（嘱託医 三島山口医院）、生活習慣病検診、胸部レントゲン（希望者のみ自己負担）を行い疾病の早期発見に努める。またインフルエンザ予防接種（希望者のみ自己負担）をおこない、感染症発症時の重症化を防ぐ。

(2) 食事・栄養管理

栄養士を中心に個々の食事状況を把握、自前の厨房で調理することにより、健康増進及びそれぞれの嗜好に合わせた食事提供に心がける。

5 提供サービスの質の維持と向上

(1) 個別支援計画

サービス管理責任者により、最低6ヶ月に1回、個別支援計画の達成状況についてモニタリングを実施し、必要に応じて計画の見直し等を実施する。

また、利用者、保護者にも達成状況を報告し意見を求め、それに答える。

(2) 自己評価委員会

定期的に支援サービスのモニタリング、第三者評価基準に基づき自己評価を実施する。

(3) 利用者支援に対する職員の倫理チェック機能

毎月、定例の倫理委員会（法人主催）で職員の利用者に対する接し方について話し合いを持ち、利用者の人権の確保に努める。

また、各職員は支援のあり方に自己評価表を作成し、人権への意識を高める。虐待防止について、定期的に自己チェックリストでの振り返りや身体拘束廃止に向けた会議、研修会等を開催し、支援内容や対応の見直しを適宜行うとともに対応状況を適切に記録する。

(4) 利用者満足度調査の実施

職員の接遇や支援内容、環境等に関する利用者、家族の満足度調査を行い、それぞれの声、意見を吸い上げ、サービスの向上に反映させる。

(5) 権利擁護委員会（法人）

月に1回職員個々でチェックリストを実施、結果を集計しケース会議で検証、委員会にて組織としての現状を把握するとともに厳しい姿勢で虐待防止に努める。

6 苦情申し立て（苦情解決）

提供した施設サービス等に関して、利用者及び家族、後見人から苦情を受理した場合、迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じる。苦情解決委員会等で苦情に対し検討し改善を図る。

7 行事計画

(1) 佐野あゆみの里まつり

10月第2土曜日に開催予定。新型コロナウイルスの感染状況を鑑みながら、規模・内容を検討して実施する。

(2) 企画活動

毎月1回、様々な工作やレクリエーションを企画し、楽しみながら季節を体感できるよう実施する。

(3) 誕生日外出

誕生日を迎えた利用者に対し外出する機会を設け、テイクアウトなどを利用し食事を楽しむ時間を過ごす（食費は自己負担）。

(4) 社会参加

新型コロナウイルスの感染状況を考慮しながら地域交流・施設間交流を行い、地域の皆様から応援される事業所を目指す。

(5) 招待行事への参加

地域及び近隣の学校、福祉事業所等の招待行事には感謝の気持ちをもって参加する。

(6) 防災訓練

不測の事態を想定した内容を盛り込み、6月、9月、11月に実施。

(別表)

防災訓練予定表

想定	訓練項目	対象施設	実施予定月	摘要
火災	避難訓練	丘・里・GH	令和6年4月	夜間訓練
		そおれ・あゆみの里	令和6年4月	日中訓練
火災	避難訓練	丘・里・GH	令和6年5月	夜間訓練
		そおれ・あゆみの里	令和6年5月	日中訓練
地震・火災	総合防災訓練	丘・里・GH そらいろ・そおれ ・あゆみの里	令和6年6月	日中訓練
火災	避難訓練	丘・里・GH	令和6年6月	夜間訓練
		そおれ・あゆみの里	令和6年6月	日中訓練
火災	避難訓練	丘・里・GH	令和6年7月	夜間訓練
		そおれ・あゆみの里	令和6年7月	日中訓練
火災	避難訓練	丘・里・GH	令和6年8月	夜間訓練
		そおれ・あゆみの里	令和6年8月	日中訓練
地震・火災	総合防災訓練	丘・里・GH そらいろ・そおれ ・あゆみの里	令和6年9月	県下統一訓練
火災	避難訓練	丘・里・GH	令和6年9月	夜間訓練
		そおれ・あゆみの里	令和6年9月	日中訓練
火災	避難訓練	丘・里・GH	令和6年10月	夜間訓練
		そおれ・あゆみの里	令和6年10月	日中訓練
地震・火災	総合防災訓練	丘・里・GH	令和6年11月	社会福祉入所施設防災の日
火災	避難訓練	丘・里・GH	令和6年11月	夜間訓練
		そおれ・あゆみの里	令和6年11月	日中訓練
火災	避難訓練	丘・里・GH	令和6年12月	夜間訓練
		そおれ・あゆみの里	令和6年12月	日中訓練
火災	避難訓練	丘・里・GH	令和7年1月	夜間訓練
		そおれ・あゆみの里	令和7年1月	日中訓練
火災	避難訓練	丘・里・GH	令和7年2月	夜間訓練
		そおれ・あゆみの里	令和7年2月	日中訓練
火災	避難訓練	丘・里・GH	令和7年3月	夜間訓練
		そおれ・あゆみの里	令和7年3月	日中訓練